

第67回焼津市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成26年6月23日(月) 午後2時～午後2時40分

2 場 所 焼津市役所会議室棟101

3 出席者

- (委員) 徳山明会長、倉嶋伸康委員、西川角次郎委員、
内田正幸委員、平井利明委員、芹澤信子委員、
松本修藏委員、渋谷英彦委員、尾石昭夫委員、
高塚博島田土木事務所都市計画課長(杉本則尚委員代理)、
村上昌弘志太榛原農林事務所次長(白井満委員代理)、大石勝巳委員、
清水栄男委員、鈴木淳也委員、石田律子委員
- (関係課) 志太広域事務組合平田計画課長、鈴木計画課参事、青島計画係主任主査、
油井区画整理課長、河守事業管理担当係長
- (幹事) 寺尾都市基盤部長
- (事務局) 篠宮都市計画課長、川村計画担当係長、杉村計画担当主任主査、
今村計画担当主査

4 議 事

- 議第1号 志太広域都市計画火葬場の変更
議第2号 志太広域都市計画公園の変更

5 内 容

- ※事務局川村係長より、委員ほかの紹介、配布資料の確認
※審議会の公開の決定(傍聴人なし)

徳山議長 本日の出席委員は、全員出席で焼津市都市計画審議会条例第5条の定数に達しています。なお、本日の議事録署名人を 松本委員にお願いします。
今回の議案は、議第1号「志太広域都市計画火葬場の変更」、「議第2号志太広域都市計画公園の変更」の2件です。事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、議第1号「志太広域都市計画火葬場の変更」について説明します。
(篠宮課長) まず、都市計画法での火葬場の位置づけは、第11条に規定されている都市施設において、下水道・ごみ焼却場などと共に、供給処理等施設として都市計画に定めることとされています。一方、建築基準法第51条では、卸売市場等の用途に供する特殊建築物として火葬場が指定されており、都市計画において敷地の

位置が決定していなければ、新築や増築をしてはならないとされています。これらの規定に基づき都市計画決定の手続きによって、施設の必要規模・位置・区域を明確にしておくことが必要となっています。

まず、火葬場の位置ですが、焼津市浜当目の現在の斎場の場所になります。次に都市計画法施行規則第9条第3項に基づく都市計画変更の理由ですが、志太広域都市計画区域における将来火葬需要に対応した斎場機能の向上を図るため、本案のとおり変更するものです。次に、都市計画法第17条第1項に基づく都市計画変更理由です。現斎場は、志太2市2町の火葬需要に対応するため、昭和48年に都市計画決定を行い、焼津市が施設（火葬棟、葬祭棟）を建設し、昭和50年5月に志太広域事務組合の前身である志太2市2町環境整備組合に施設を移管し、供用が開始された。その後、平成2年に待合棟の増改築、平成15年に葬祭棟耐震補強工事等がされ、現在に至っている。しかしながら、建設後38年が経過し、施設の老朽化とともに、高齢化に伴い火葬件数が急速に増加していることから、近い将来において、火葬業務に支障をきたすことが考えられる。このような状況から、志太広域事務組合では、平成22年度に新斎場整備の基本方針等を定めた新斎場整備基本計画を策定し、施設の老朽化および火葬需要の増加に対応するため、新斎場を建設する方針が決定された。この方針に基づき、円滑な都市活動を支え、利便性の向上を図るため、本案のとおり都市計画決定区域を拡大する。その他、名称を志太広域事務組合斎場に変更する。

次に、拡大図にて区域を説明いたします。昭和48年の当初の都市計画決定においては、図面の黄色い斜線で囲まれた約14,200㎡の区域を斎場の都市計画決定区域として定め、その後、斜線のない赤色着色部分を駐車場として利用しておりますが、今回、新斎場の建て替えに当たり、その部分も建築敷地として計画することから、都市計画決定区域を赤色部分も含めた約17,000㎡に拡大するものです。したがって、都市計画決定区域を現状の駐車場を含めた区域にするということであり、実質的な区域の拡大はありません。また、名称につきましては、昭和48年当時は、焼津市斎場として決定しましたが、志太広域事務組合に施設が移管されていることから、志太広域事務組合斎場に変更するものです。次に、変更概要ですが、名称の変更、面積の変更のほか、処理能力の記載がございます。変更前は、火葬炉7基、1日15体、変更後は、9基、1日21体となります。

次に、施設の概要につきまして説明いたします。新斎場は、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りの2階建てで、建物規模は、建築面積が3,190㎡、延床面積が4,701㎡で、現斎場の約1.5倍の規模となります。火葬施設の火葬炉は、人体炉が現在の7基から9基となります。これは、平成24年度の火葬件数実績である2,778件から、それ以降も高齢化に伴って増加を続け、ピークである平成46年度には4,016件、一日最多20件の火葬が必要になると予測しておりますの

で、これに対応するためです。告別室は3室で、これによりまして、同一時刻に3件の火葬が可能となります。待合室は10室で、うち2室は祓いの間を兼用した待合室です。葬儀式場は、現斎場と同じ1室ですが、計画人数はロビー席を合わせまして120人としています。これは、平成23年度に行いました利用実績調査の結果から、斎場での全葬儀件数の8割強に対応できる規模となりますが、これを上回る葬儀になる場合は、焼津、藤枝の両市内に大小さまざまな規模の、合わせて22の民間式場がありますので、そちらを利用していただくこととなります。

次に、施設の平面計画であります。敷地内全体の配置計画としましては、建物を山側に配置し、緑地、調整池を周辺に設置することによって、民家など周辺環境に配慮した配置計画としています。また、建物は火葬場と式場を分け、通路で繋ぐことによって、それぞれの会葬者が輻湊しないよう、なおかつ、両施設への移動が容易にできるようにしています。次に、1階平面図ですが、一番下の風除室と書いてある部分が建物への出入口となります。ここから建物内に入っていただき、エントランスホールを抜け告別室に入っていただきます。告別が終わりましたら、告別室の両側にあるエレベーター又は階段で2階に上がっていただきます。2階は、ほぼ待合スペースとなります。収骨準備ができましたら、場内アナウンスにより、1階の収骨室に下りていただき、収骨が終わり、斎場での葬儀がない方は、風除室からお帰りいただく、葬儀のある方は、事務室前の連絡通路から式場に入っていただき、受付を済ませ、葬儀に臨まれるという動線となります。

次に都市計画変更の手続きについて説明いたします。まず、公聴会の開催状況でございます。都市計画法第16条の規定による公聴会につきましては、平成26年2月14日に開催すべく、広報紙、市ホームページ等により案内しましたが、公述申出人はありませんでした。次に都市計画案の縦覧の状況でございます。都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧につきましては、平成26年5月16日から平成26年5月30日までの2週間、市役所アトレ庁舎都市計画課におきまして案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。次に、今後のスケジュールについて、説明いたします。7月に都市計画変更手続きが終了しましたら、建築確認申請後、10月頃から工事着工の見込みです。まず、既存の待合棟と葬祭棟を先行解体し、新しい火葬場を建設いたします。そして、平成28年に火葬・待合棟の供用開始した後、既存の火葬棟を解体し、式場を整備し、平成29年度に葬祭棟の供用開始を予定しています。以上で、志太広域都市計画火葬場の変更に関する説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

徳山議長

ありがとうございました。ただいま事務局から火葬場の変更につきまして、

説明いただきましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

大石委員 焼津市で出されている平成 22 年 3 月版の防災地図では、このエリアが土砂災害警戒区域の急傾斜に指定されていますが、それとの関係はどのようになっていますか。

鈴木参事 土砂災害特別警戒区域は、山側の区域に指定をされておりまして、この敷地も一部その区域の中に入っていますが、2Hルールというものがあり、斜度にある土砂が崩壊した時にどこまで到達するのかにより、重力式等の擁壁等で防護をなささいということになっています。今回、義務的な防護のための工作物は必要ありませんが、自主的に裏手の山側のところには重力式の擁壁を設置するように考えています。

徳山議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、よろしければ、この議第 1 号の採決を取りたいと思います。ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

徳山議長 それでは、議第 1 号「志太広域都市計画火葬場の変更」について、原案どおりとさせていただきます。それを焼津市都市計画審議会として、市長にその旨を答申したいと思います。

続きまして、第 2 号議案「志太広域都市計画公園の変更」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 2 号「志太広域都市計画公園の変更」について、説明させていただきます。今回の公園の変更は、小川小学校の東側、黒石川の南側、小川港の西側にあたる黒い破線で囲まれた、会下ノ島石津土地区画整理事業区域内に 3 つの公園を追加するものです。

まず、土地区画整理事業の概要を説明いたします。施行者は焼津市、施行面積は 42.3ha、都市計画決定は、平成 10 年 12 月 8 日、事業認可は平成 11 年 9 月 16 日、施行期間は現在の事業計画では、平成 11 年度～平成 27 年度ですが、今後事業計画変更により期間を延長する予定です。権利者数は 599 人、総事業費は 188 億円、仮換地指定率は平成 26 年 3 月 31 日現在で 83.0%、進捗率は事業費決算ベースで 43.3%です。

次に、都市計画法施行規則第 9 条第 3 項に基づく都市計画変更の理由ですが、良好な市街地環境の形成及び居住環境の向上を図るため、本案のとおり変更する。次に、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく都市計画変更理由です。焼津市は、

静岡県のはぼ中央に位置し、東は駿河湾に臨み、北は高草山等の丘陵部を持つ緑に恵まれた都市であるが、更なる都市機能の向上のためには、緑を中心とした都市アメニティや居住環境の向上が必要である。会下ノ島石津土地区画整理事業区域は、J R 東海道本線焼津駅より南へ約 2.5 km に位置し、地理的条件等から利便性が高く、本市東南部の市街地を形成している地区である。現在、土地区画整理事業により都市計画道路等の都市施設の計画的な整備を進めており、土地利用の推進や宅地化の進展が予想されている。また、平成 11 年 2 月に策定された焼津市緑の基本計画において、「緑と潤いあふれるまち やいづ」という基本理念のもと、緑が有する環境保全、レクリエーション、景観構成等の多面的な機能を活かしたまちづくりを進めるため、当該区域への都市公園の配置を位置付けている。このため、当該区域に 3・3・15 号会下之島公園、2・2・73 号雁橋公園、2・2・74 号下小路公園を、憩い、交流、活動の場として追加するものである。

他の土地区画整理事業では、土地区画整理事業の都市計画決定と合わせて公園の都市計画決定を行う例がありますが、この地区については、区域の北側に接する黒石川改修事業に係る河川用地との境界が未確定のため、都市計画決定を見送ってきました。平成 24 年度に県の改修計画による河川用地が確定したことに伴い、公園の面積が確定したため、都市計画決定を行うものです。また、公園の名称については、市民が親しみやすい名称が望ましいという考えで地元住民役員等と協議したものです。公園の面積については、土地区画整理事業においては、地区内居住人口 1 人当たり 3 m²以上、かつ地区面積の 3 % 以上を確保する必要がありますが、この地区では、1 人当たり 4.9 m²、かつ地区面積の 4.5% と基準よりも多く 緑地を確保しております。議案書 9 ページに記載のとおり、志太広域都市計画公園に、3・3・15 号会下之島公園他 2 公園を次のように追加する。図面の一番上から、3・3・15 号 会下之島公園、約 1.4 h a で、近隣公園として、ある程度広い範囲の誘致距離を対象として、日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を配置し、休養スペースを十分確保するものです。次に、2・2・73 号 雁橋公園、約 0.25 h a、2・2・74 号 下小路公園、約 0.25 h a、これは、街区公園として、より身近な人を対象に、児童等の遊戯、運動や保護者等の休養等のために配置されるものです。

次に都市計画変更の手続きについて説明いたします。まず、公聴会の開催状況でございます。都市計画法第 16 条の規定による公聴会につきましては、平成 25 年 11 月 5 日に開催すべく、広報紙、市ホームページ等により案内しましたが、公述申出人はありませんでした。次に都市計画案の縦覧の状況でございます。都市計画法第 17 条の規定による都市計画案の縦覧につきましては、平成 26 年 5 月 16 日から平成 26 年 5 月 30 日までの 2 週間、市役所アトレ庁舎都市計画課におきまして、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

最後に、公園の整備については、現在、会下之島公園予定地内には土地区画整理事業のための仮設住宅があることから、家屋移転等が完了し、用地が確保できた段階で整備していくこととなります。以上で、志太広域都市計画公園の変更に関する説明といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

徳山議長 ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたがけれども、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

徳山議長 今、最後におっしゃった仮設住宅の撤去は、いつ頃になりますか。

油井課長 会下之島公園の仮設住宅は、進捗率がまだ 43%のため、まだ何年度ということはお伝えできませんが、もうしばらくかかると思います。

清水委員 2号議案附図の会下之島公園がカギ型で凹んでいるが、これはどういうことですか。

油井課長 既にここには、第13自治会のコミュニティ防災センターが建っておりまして、その所だけカギになっています。

大石委員 今回、3か所の公園は追加ということによろしいですか。当初どういう形で決めていたのか分かりませんが、黒石川の改修計画等があって、位置とか、面積が変わったということですか。

川村係長 今回、新しい公園3か所を初めて決定するということですが、市内の都市計画公園全体では追加ということで、都市計画の変更になります。

徳山議長 よろしいでしょうか。それでは、この議第2号の採決を取りたいと思います。議第2号議案「志太広域都市計画公園の変更」について、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

徳山議長 それでは、議第2号「志太広域都市計画公園の変更」について原案どおりとさせていただきます。それを焼津市都市計画審議会としては、1号議案と合わせて異存なしとして市長にその旨を答申したいと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。